

# 町税の滞納処分を強化しています

税金の滞納はありませんか？

税金は納税者の皆さんが、定められた期間内に自ら納めていただくものです。定められた納期限までに納付のない場合は「滞納」になり、滞納状態が続くと法に基づき、滞納処分を行うこととなります。

町では、税を納めていただいている方との公平性を保つために、また重要な自主財源の確保のためにも、滞納処分をより強化しています。

なお、本年度も専門知識を有した山口県税務課職員とともに町税を徴収する併任徴収制度を実施します。滞納のある方は滞納処分を受ける前に、お早めに納税相談、早期納付をお願いします。

## ■滞納処分の流れ

①督促・催告・・・自主納付をお願いする文書、電話等による督促・催告を行います。

また、督促手数料のほかに、納期限の翌日から納付した日までの期間に応じ延滞金が加算されます。



②財産調査・・・①の指定期日までに納付がない方は、地方税法、国税徴収法の規定に基づき財産（給与、売掛等債権、不動産など）の調査を行います。



③差押・・・預貯金、給与、不動産などを差し押さえます。自動車などにはタイヤロックを実施します。



④搜索・・・高額滞納者の居宅、事務所を財産調査のため搜索し、財産があれば差し押さえを行います。税徴収のための搜索は裁判所の令状を必要としません。



⑤公売・換価充当・・・差し押さえた財産は公売（売却）等により換価（現金化）し、滞納金に充当します。



▲自動車などを差し押さえ、タイヤロックを実施する場合があります。

## 滞納処分等の実施件数

（平成 28 年度から平成 30 年度まで）

◇財産調査	1,187 件
◇交付要求	20 件
◇差押	130 件

○納税方法のご相談、納期限までの納付にお困り等、納税のご相談は税務課徴収対策班へご連絡ください。

## 6月は住環境衛生推進月間です

# 環境衛生に注意して快適な生活を！

○衛生害虫などの生活環境への侵入を防ぎ、駆除に努めましょう！

ゴキブリを始めとした衛生害虫は、気温の上昇とともに、活動が活発になります。衛生害虫などは、存在自体が不快感を与えるということもありますが、消化器系感染症や食中毒などを媒介する危険性があることから、公衆衛生の面からも駆除が必要です。駆除の際、薬剤などを使用される場合は、使用上の注意を守り、安全に十分注意しましょう。



○換気にご注意を！

気温が高い時期、特に、新築、改築、改装後の建物は、適度に換気を励行しましょう。

近年、建物の気密性が高くなったことや化学物質を放散する建材や内装材が使用されるようになったことなどによって、新築・改築・改装後の住宅やビルで、化学物質による室内空気汚染が生じ、居住者が頭痛、倦怠感、目やのどの痛みをはじめ様々な体調不良を訴えることが起きています。

夏期に、建物を長く締め切っていた時などは、十分、換気するよう心がけましょう。